

任意後見編

任意後見_⑤ ～任意後見の代理権～

2025.6. 12

小川FP・行政書士事務所

小川 佳宏

任意後見⑤ ～任意後見の代理権～

任意後見契約の種類がいくつかあると聞きました。どういうものですか。



3つあります。1つ目は将来型といって、判断能力がなくなってきたら発動するものです。任意後見契約は本人が判断能力がある間に締結するので、さましく将来に発動するというものです。



後はどいいうのがありますか。



2つ目は移行型と言われる契約です。本人の判断脳能力はしっかりとしているが、例えば足腰が悪くなってきて、財産管理が面倒になってきた場合、まず財産管理委任契約もつけておくものです。そして判断能力がなくなってこれば任意後見に移行します。



そんなに上手くいくのでしょうか。



大変いい質問ですね。任意後見は裁判所の管轄を避けるためにずっと財産管理委任を継続しているケースもあると言われています。そのあたり、現在、将来制度改正が議論されています。



任意後見編⑤ ～任意後見の代理権～

最後のはどういうものですか。



即効型といって、契約を作成して即、任意後見を発動するものです。即効型は、判断能力が低下し始めているものの、まだ任意後見契約を締結する能力がある場合に検討されますが、公証人の判断で契約を断られるかもしれず、将来型か、移行型をお勧めします。



任意後見は契約は受任者に代理権を与えると聞きましたが、どういうものですか。



財産管理に関する代理権は、銀行口座の管理、引出など、身上監護に関する代理権は施設との契約や介護認定など、公証役場でひな形を用意しています。



そうなんですね。自分でどういう代理権を設定して、例えば長男に頼んだらよいかよくわからなかったもので、何となくイメージできました。



任意後見は法定後見より使い勝手がよいと言われています。まだ先のこともかもしれませんが、お子様世代とお元気な間に将来のことをお話ししておくことがよいですね。



本日、是非、知っていただきたいこと

- ✓ 任意後見契約には、将来型、移行型、即効型があります。特に判断能力はあるが、財産管理が不自由になってきた場合、移行型を検討されるとよいでしょう。
- ✓ 任意後見契約は公正証書で公証役場で作成する必要があります。代理権の中身を理解しましょう。
- ✓ 財産管理に関する代理権は財産管理委任契約と任意後見契約で共通ですが、后者では身上監護に関する代理権や任意後見監督人の書面による同意を求める項目が含まれます。

任意後見人制度 ～利用形態～

将来型、移行型、即効型の3つがあります。

判断能力が十分ある状態

判断能力が低下した状態

将来型

任意後見契約

開始

ここで任意後見監督人をつけます

移行型

財産管理契約
(任意代理契約)

有効

その効力発生時期を定めることができる

任意後見契約

開始

ここで任意後見監督人をつけます

即効型

任意後見契約

開始

ここで任意後見監督人をつけます

※軽度の認知症・知的障害・精神障害があっても意思能力があれば任意後見契約は可能です。

任意後見人制度 ～ 利用形態～

将来型、移行型、即効型の3つがあります。

将来型

委任契約は結ばず、任意後見契約のみを締結して、**判断能力が低下してから**任意後見人の生活支援や療養看護、財産管理などに保護を受ける。

移行型

- ・任意後見契約の締結と同時に、**生活支援や療養看護（見守り契約）、財産管理など（財産管理契約）に関する委任契約を締結**します。
- ・当初は委任契約に基づく見守り事務、財産管理などを行い、本人の**判断能力低下後に任意後見に移行**していきます。

即効型

- ・任意後見契約を締結した後、**ただちに**家庭裁判所に任意後見監督人の申し立てを行います。
- ・契約時にすでに判断能力が低下し始めていて、**すぐに任意後見を開始したい**という場合には、これを選ぶとよいでしょう。

出所：松戸公証役場

財産管理委任契約の代理権

移行型の任意後見契約では財産管理の項目は共通の代理権を設定します。

財産管理委任契約 (主に財産管理に関する代理権)

【代理権目録（委任契約）】

- 1 不動産、動産等すべての財産の保存及び管理に関する事項
- 2 銀行等の金融機関、郵便局、証券会社とのすべての取引に関する事項
- 3 保険契約（類似の共済契約等を含む。）に関する事項
- 4 定期的な収入の受領、定期的な支出を要する費用の支払に関する事項
- 5 生活費の送金、生活に必要な財産の取得に関する事項及び物品の購入その他の日常関連取引（契約の変更、解除を含む。）に関する事項
- 6 医療契約、入院契約、介護契約その他の福祉サービス利用契約、福祉関係施設入退所契約に関する事項
- 7 要介護認定の申請及び認定に関する承認又は異議申立て並びに福祉関係の措置（施設入所措置を含む。）の申請及び決定に対する異議申立てに関する事項
- 8 シルバー資金融資制度、長期生活支援資金制度等の福祉関係融資制度の利用に関する事項
- 9 登記済権利証、印鑑、印鑑登録カード、住民基本台帳カード、預貯金通帳、各種キャッシュカード、有価証券・その預り証、年金関係書類、土地・建物賃貸借契約書等の重要な契約書類その他重要書類の保管及び各事項の事務処理に必要な範囲内の使用に関する事項
- 10 居住用不動産購入、賃貸借契約並びに住居の新築・増改築に関する諸契約に関する事項
- 11 登記及び供託の申請、税務申告、各種証明書 の請求に関する事項

出所：松戸公証役場

任意後見契約の代理権

移行型の任意後見契約ではほぼ共通の代理権を設定します。

財産管理委任契約と共通項目 (主に財産管理に関する代理権)

【代理権目録（任意後見契約）】

- 1 不動産、動産等すべての財産の保存、管理及び処分に関する事項
- 2 銀行等の金融機関、郵便局、証券会社とのすべての取引に関する事項
- 3 保険契約（類似の共済契約等を含む。）に関する事項
- 4 定期的な収入の受領、定期的な支出を要する費用の支払に関する事項
- 5 生活費の送金、生活に必要な財産の取得に関する事項及び物品の購入その他の日常関連取引（契約の変更、解除を含む。）に関する事項
- 6 医療契約、入院契約、介護契約その他の福祉サービス利用契約、福祉関係施設入退所契約に関する事項
- 7 要介護認定の申請及び認定に関する承認又は異議申立て並びに福祉関係の措置（施設入所措置を

含む。）の申請及び決定に対する異議申立てに関する事項

- 8 シルバー資金融資制度、長期生活支援資金制度等の福祉関係融資制度の利用に関する事項
- 9 登記済権利証、印鑑、印鑑登録カード、住民基本台帳カード、預貯金通帳、各種キャッシュカード、有価証券・その預り証、年金関係書類、土地・建物賃貸借契約書等の重要な契約書類その他重要書類の保管及び各事項の事務処理に必要な範囲内の使用に関する事項
- 10 居住用不動産購入、賃貸借契約並びに住居の新築・増改築に関する諸費契約に関する事項
- 11 登記及び供託の申請、税務申告、各種証明書 の請求に関する事項

任意後見契約のみの項目例 (身上監護に関する代理権)

- 12 遺産分割の協議、遺留分減殺請求、相続放棄、限定承認に関する事項
- 13 配偶者、子の法定後見開始の審判の申立てに関する事項
- 14 以上の各事項に関する行政機関への申請、行政不服申立、紛争の処理（弁護士に対する民事訴訟法第55条第2項の特別授權事項の授權を含む訴訟行為の委任、公正証書の作成囑託を含む。）に関する事項
- 15 復代理人の選任、事務代行者の指定に関する事項
- 16 以上の各事項に関する一切の事項

任意後見契約のみの項目例 (任意後見監督人の書面同意が必要な代理権)

同意を要する特約目録

任意後見契約の効力発生後、受任者が次の行為を行う場合は、個別に任意後見監督人の書面による同意を要する。

- 1 不動産の購入、売却、贈与、その他重要な財産の処分
- 2 住居等の新築、増改築に関する諸費契約の締結

Thinking time !

任意後見契約の種類と代理権について知ろう！

種類

- ・ 任意後見契約にはどのような種類がありますか。
- ・ もしご自分が将来、任意後見制度を利用する場合、どれがよいと考えますか。

代理権

- ・ 財産管理の代理権にはどのようなものがありますか。
- ・ 身上監護の代理権にはどのようなものがありますか。
- ・ 任意後見代理人の書面による同意の項目があるのはなぜでしょうか。



業務範囲 ～当事務所で取扱相談範囲について～

● 個人のお客様のご相談

◆ ライフプランニング

お金の将来を見えるようにします

◆ 贈与・相続支援

ご家族の誰にもご納得いただけるようなプランニングをします

◆ 任意後見・家族信託

移行型任意後見契約や家族信託の利用をご支援します

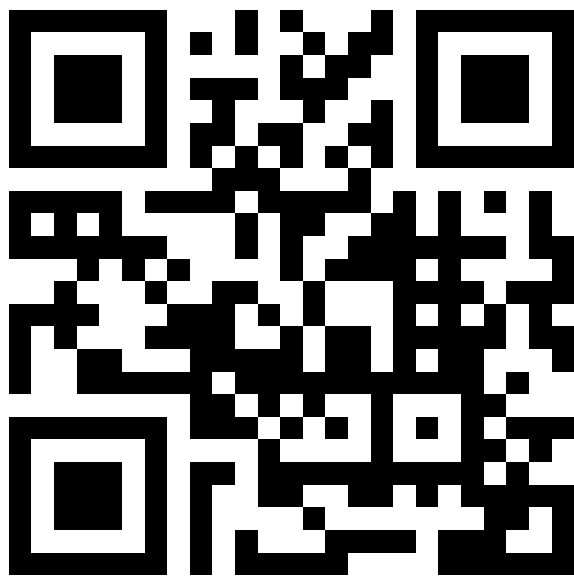
● 各種セミナー

◆ 世代別セミナー

◆ テーマ別セミナー

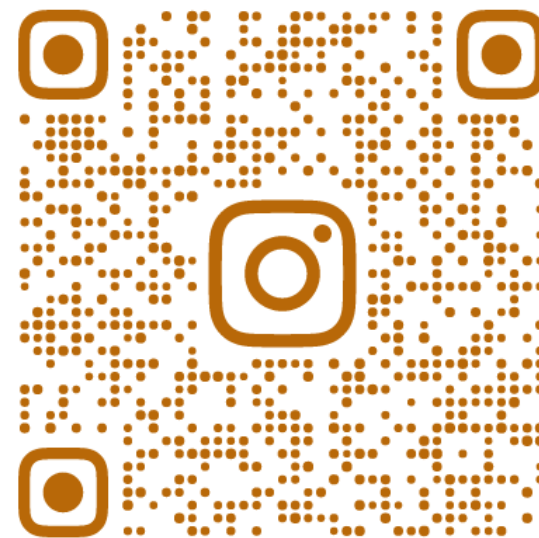
詳細はホームページとインスタをご覧ください

ホームページ



<https://www.fp-aichi-lcm.jp>

インスタグラム



@FP_YOSHISAN